

第 1 期 鶴ヶ島市

こども計画

「こどもにやさしいまちづくり」

～ 安心してこどもを産み 育てることができるまち ～



令和 7 年 3 月

鶴ヶ島市



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(計画書本編 P1)

我が国の令和5年の出生数は約73万人となり、急速に少子化は進み、鶴ヶ島市においても、令和5年の出生数は386人と、過去5年間で最も出生数が多かった令和元年と比較すると67人減少しており、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者や共働き家庭の増加にともなう低年齢児の保育ニーズの増大など、こどもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会のまんなかに据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとなっています。

このような状況の中、鶴ヶ島市では、「第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題などを踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者育成支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「こども基本法」に基づいた「第1期鶴ヶ島市こども計画」を策定しました。

2 計画の期間

(計画書本編 P4)

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画					第1期鶴ヶ島市こども計画 (第3期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画を包含)				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

3 計画の対象

(計画書本編 P4)

本計画の対象は、「こどもおよび40歳未満の若者とその家庭」を中心に、地域住民、事業主、関係機関などを対象としています。

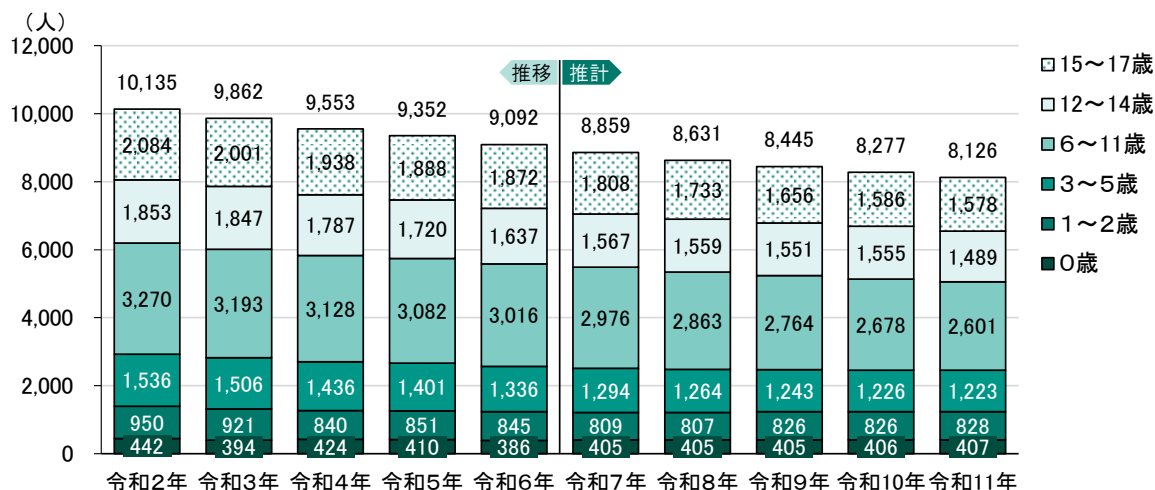
こども・子育てを取り巻く状況

1 こどもの数の推移と推計

(計画書本編 P10・P40)

鶴ヶ島市の18歳未満のこどもの数は、令和6年4月1日現在で9,092人となっています。令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

推計人口は、令和7年4月1日現在では8,859人に、令和11年4月1日現在には8,126人になると予測され、733人の減少が見込まれます。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在) ※推計は住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いて推計

2 ニーズ調査の結果

(計画書本編 P16～)

子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を見直すにあたり、市民の子育てに関する現状やニーズを把握し、こども・子育て支援の実態や課題などを整理するための基礎資料とするため、就学前児童の保護者などを対象に実施しました。

① 子育て家庭の状況

■家庭での子育て(教育を含む)を行っているのは、「父母ともに」(57.9%)が最も多く、前回調査時(46.3%)より11.6ポイント増加しています。今後もさらなる父親の子育てへの参加促進が重要です。

② 就学前児童の保護者の就労状況

■就学前児童の保護者の就労状況は、母親が69.8%(前回調査時58.5%)、父親が82.8%(前回調査時88.3%)と、母親の就労している割合は前回調査時より11.3ポイント増加しています。

③ 教育・保育事業の利用状況

■幼稚園や認可保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」の割合が77.2%(前回調査時68.8%)、「利用していない」の割合が21.9%(前回調査時31.0%)と、利用している割合は前回調査時より8.4ポイント増加しています。

④ 放課後や休日の過ごし方の状況

- 今後小学校に入学する児童の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、低学年が44.4%（前回調査時33.3%）、高学年は31.5%（前回調査時22.2%）となっています。母親の就労希望が高く、今後、利用意向も伸びることが予想されることから、施設定員の確保などの検討が必要です。

⑤ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度の状況

- 育児休業の取得は、母親が56.4%（前回調査時35.6%）、父親が13.7%（前回調査時3.5%）と、母親、父親ともに前回調査時より10ポイント以上増加しています。

⑥ 子育てのための経済的な負担の状況

- 現在の経済状況（家計状況）については、「ふつう（どちらともいえない）」が44.2%（前回調査時47.0%）、「苦しい」が42.6%（前回調査時40.8%）、「ゆとりがある」が11.9%（前回調査時11.1%）となっています。

3 ヒアリング調査の結果

（計画書本編 P19）

本計画の策定に向けた検討に資するため、保育所に入所する児童および保護者、小学生から大学生までの児童・生徒・学生を対象にヒアリングを実施しました。

① 居場所について

- 遊ぶ場所として、高校生を含めた多くの子どもたちからボール遊びやスポーツなどができる広い公園や遊具の設置、整備などが求められており、保育所に入所する児童や小学生からは水遊びができる場所も求められています。また、小・中学生が室内で遊べる場所や、親子で行ける場所として児童館がほしいといった声も挙がっています。
- 勉強をする場所として自習室がほしいといった声が中学生、高校生から挙がっています。
- 親子の居場所として、子どもと一緒にいける場所やみんなで集まれる場所がほしいといった声が保育所に入所する児童の保護者から挙がっています。

② 生活環境について

- 良い点として、交通事故が少なく、治安がよいといった声や地域の人がやさしいといった声が小・中学生、高校生から挙がっています。
- 不満な点として、通学路にごみが落ちているといった声や、通学路に雑草が生い茂っており歩きづらいといった声が小・中学生から挙がっています。
- 安全面として、歩道が狭く自転車専用道路が少ないので整備してほしいといった声や、街灯が少ないので整備してほしいといった声が中学生、高校生や保育所に入所する児童の保護者から挙がっています。

③ 子育てについて（対象：保育所に入所する児童の保護者）

- 良い点として、病児保育があってよかったという声がある一方で、利用する際に手続きが必要で利用しにくいイメージがあるといった声も挙がっています。
- ファミリー・サポート・センターや病児保育について、出産前に実際にサービスを見たり、話を聞きたかったといった声が挙がっています。

計画の基本的な考え方

1 基本理念

(計画書本編 P20)

「こどもにやさしいまちづくり」

～ 安心してこどもを産み 育てることができるまち ～

こどもは、生まれながらにしていかなる差別を受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。

こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来にわたる幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも重要な課題の一つです。こども自身の想いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭にあたたかく寄り添い、地域全体で応援していくまちづくりを進めていくことが不可欠です。

こども基本法などの趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、3つの基本方針と5つの基本目標を掲げ、各事業を推進していきます。

2 基本方針

(計画書本編 P21)

基本方針1 こども・家庭への支援の充実

安心してこどもを産み育てることができるよう、すべてのこどもや子育て家庭に寄り添った総合的な相談支援体制を整備します。また、こどもの人権が尊重され、誰もが健やかに成長していけるよう、こども・家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

基本方針2 地域連携による子育て支援の充実

こどもや子育て家庭の声を聴きながら、地域の多様な主体と連携し、身近な地域でこどもが安心して過ごせる場所や、子育て家庭の交流の場の創出、次代を担うこどもたちの健全育成などに取り組みます。

基本方針3 幼児教育・保育の充実

安心して働きながら子育てができるよう、長期的な保育需要や多様な保育ニーズを踏まえた保育施設の適正な定員を確保するとともに、こどもの健やかな成長を支援するため、幼児教育・保育環境の充実を図ります。



本計画の基本目標は、「ライフステージ別の支援（基本目標1・2・3）」「ライフステージを通じた支援（基本目標4）」「子育て当事者への支援（基本目標5）」の3つに区分され、各基本目標に沿って施策を展開しています。

安心してこどもを産み育てることができる支援の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】

基本目標1

安心して健やかに成長していけるよう、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援により養育環境を充実させます。

施策

- 安心して妊娠・出産できる環境の充実
- 幼児期までのこどもの育ちを支える施策の推進
- 幼児期までのこどもへの教育・保育の充実

こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】

基本目標2

さまざまな遊びや学び、体験などを通じて、夢や希望に向かってのびのびとチャレンジし、未来を切り開くことができるよう、こどもたちをサポートします。

施策

- 「生きる力」を育む教育の推進
- こどもの居場所づくりの充実

若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】

基本目標3

個性や多様性が尊重される環境の中で、意見表明や主体的な活動などの社会参加を通じて、若者が将来の夢や希望に向かってたくましく自立できるよう支援します。

施策

- 若者の安全・安心の確保と自立支援の推進

こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進

基本目標4

こどもの権利を擁護するとともに、孤立したり困難に陥った際には、適切なサポートを受けて問題を乗り越えていけるよう切れ目なく支援します。

施策

- すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境整備
- こどもの貧困対策の推進
- 児童虐待の防止
- 配偶者などからの暴力への対応
- 障害のあるこどもへの支援の充実
- こどもの安全の確保や非行など問題行動の防止

子育て家庭に対する支援の推進

基本目標5

子育て家庭が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりせず、健康で心のゆとりを持ってこどもと向きあい、子育ての喜びを実感できるよう支援します。

施策

- 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
- 仕事と生活の調和の推進
- ひとり親家庭への支援の充実
- 子育てを支援するさまざまな取組の推進

子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保の内容

1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容 (計画書本編 P41～)

国から示された基本指針などに従って、計画期間における教育・保育の量の見込みおよび提供体制の確保の内容を定めます。

■利用できる主な施設および事業

年齢※	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設および事業
満3歳以上 満5歳以下	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

※4月1日時点の年齢

(1) 幼稚園、認定こども園 (1号認定・2号認定 (教育利用希望))

(単位: 人)

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	1号	2号(教育)	計	1号	2号(教育)	計	1号	2号(教育)	計
	3～5歳			3～5歳			3～5歳		
量の見込み	390	282	672	365	281	646	343	282	625
確保の内容	1,332	282	1,614	964	281	1,245	963	282	1,245
区分	令和10年度			令和11年度					
	1号	2号(教育)	計	1号	2号(教育)	計			
	3～5歳			3～5歳					
量の見込み	323	283	606	307	287	594			
確保の内容	962	283	1,245	958	287	1,245			



(2) 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業など (2号、3号認定)

(単位: 人)

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3～5歳	0歳	1,2歳	3～5歳	0歳	1,2歳	3～5歳	0歳	1,2歳
量の見込み	608	115	446	607	121	454	610	121	484
確保の内容	628	113	476	733	120	506	733	120	506
区分	令和10年度			令和11年度					
	2号	3号		2号	3号				
	3～5歳	0歳	1,2歳	3～5歳	0歳	1,2歳			
量の見込み	615	122	502	627	122	521			
確保の内容	733	120	506	733	126	527			



2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の内容（計画書本編 P48～）

国から示された基本指針などに従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の内容を定めます。

事業名		単位	量の見込みおよび確保の内容				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		人回/年	15,904	17,497	19,249	21,177	23,298
妊婦健康診査		人	405	405	405	406	407
乳児家庭全戸訪問事業		人	405	405	405	406	407
養育支援訪問事業		人	96	96	96	96	96
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		人日/年	10	10	10	10	10
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児	人	333	342	351	360	369
	就学児	人	499	512	525	538	552
一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり	人日/年	12,900	13,029	13,159	13,291	13,424
	保育所その他の場所での一時預かり	人日/年	3,902	4,490	5,166	5,944	6,840
延長保育事業（時間外保育事業）		人	379	372	365	358	352
病児保育事業		人日/年	1,452	1,467	1,482	1,497	1,512
放課後児童健全育成事業（学童保育室）		人	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
子育て世帯訪問支援事業		人日/年	351	342	334	328	322
妊婦等包括相談支援事業		回/年	810	810	810	812	814
産後ケア事業		人日/年	114	114	114	117	120

計画の推進

（計画書本編 P62）

計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭といった広範な分野にまたがる施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開するとともに、必要に応じて「鶴ヶ島市児童福祉審議会」の意見を反映し、地域における関係者などとの協力を得ながら、こども・若者を取り巻く環境の向上に努めます。

また、PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善）に基づく進行管理を行います。本計画で掲げている指標に関する取組の進捗状況や各年度の鶴ヶ島市こども計画の達成状況について「鶴ヶ島市児童福祉審議会」において評価を実施します。

第1期鶴ヶ島市こども計画【概要版】

発行：鶴ヶ島市 〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
 電話：049（271）1111
 編集：鶴ヶ島市福祉部こども支援課